

# 国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険について多くの問い合わせをいただいています。その中でも、よく寄せられる質問にお答えします。

## 加入・脱退手続き編



**Q** 現在、国民健康保険に加入していないけど、病院にかかるときに加入する手続きをすればいい？

**A** 速やかに加入の手続きをしてください。

生活保護を受けている人や職場の健康保険に加入している人を除くすべての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。ご質問のケースは、加入の手続きをしていないだけで国民健康保険の資格はある状態ですので、お医者さんにかからなくても、本来の加入時期にさかのぼり国民健康保険税を支払う義務があります。



**Q** 会社に就職し社会保険の資格になったけど、まだ手元に保険証が来ていない。その間、国民健康保険証を使ってもいい？

**A** 国民健康保険の資格を喪失されていますので使用できません。

病院などで受診されている方は、保険の種類が変更したことを病院などに連絡してください。資格がなくなった後も国民健康保険を使用された場合、後日、その分の医療費を返還していただく場合があります。

**Q** 会社に就職したときに国民健康保険を抜ける手続きを忘れてしまった！

**A** 速やかに脱退の手続きをお願いします。

会社に就職し、社会保険に入った方が国民健康保険脱退の手続きを失念されるケースが見受けられます。届出が遅れると、必要のない課税を受けたり、滞納処分(差押)の対象になったりすることもあります。

### ※お知らせ※

●国民健康保険の加入・脱退などには手続きが必要です。以下の場合には14日以内に手続きをお願いします。また、対象者と同一世帯以外の方(家族も含む)が手続きに来た場合、委任状と手続きに来た方の身分を証明するものが必要になりますのでご注意ください。

届出内容		必要なもの
加入	転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書・印鑑
	子供が生まれたとき	保険証・印鑑・母子健康手帳
脱退	転出するとき	保険証・印鑑
	死亡したとき	保険証・印鑑・会葬御礼はがき・喪主名義の通帳
	職場の健康保険に加入したとき	保険証・新しい健康保険の保険証・印鑑
	健康保険の被扶養者になったとき	保険証・新しい健康保険の保険証・印鑑
その他	後期高齢者医療制度に加入したとき	特に手続きは必要ありません
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	身分を証明するもの・使えなくなった保険証・印鑑
	修学のために市外に住むとき	保険証・在学証明書(原本)・印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	保険証・年金証書・印鑑

●所得の申告について呼び出しを受けている方は、収入がない場合でも速やかに市役所での申告をお願いします。高額療養費に該当する場合や軽減制度の適用により保険税額が下がる場合があります。

## 国民健康保険税納税編



**Q** 病院にかからないから、国民健康保険税は払わなくてもいいでしょ？

**A** 国民健康保険税の納付は法律で義務付けられていますので、お支払いください。

国民健康保険は、みなさんからの保険税で医療費などを補助している支えあいの制度です。ご自身が病院にかからないからと言って、払わなくていいものでもありません。怪我や病気は誰にでも起こりうることで、趣旨をご理解の上、納期内の納付をお願いします。



**Q** 国民健康保険税を払わないと、どうなるの？

**A** 滞納処分(差押)の対象になり、保険給付などが受けられなくなります。

納期限までに納めていただけなかった方には、地方税法に基づき納期限から20日以内に督促状が送付されます。督促状を送付しても納付されない場合、催告書の送付や電話催告、滞納処分(差押)を受けることになります。また、納期限を経過してしまうと、督促手数料や延滞金が発生してしまいます。

さらに、特別の事情なく納期限から1年以上納付しないと、病院にかかるとき医療費を全額負担することになる場合があるので、ご注意ください。

お問い合わせは…塩竈市役所 ☎ (代)364-1111

- 加入・脱退の届出などについて…保険年金課給付年金係 (内線224/242/276)
- 国民健康保険の制度について…保険年金課保険総務係 (内線222)
- 国民健康保険税の算定について…税務課市民税係 (内線394)
- 国民健康保険税の納付について…税務課納税推進室 (内線232/225)

